

令和7年度

八峰町職員

(大学卒業程度「一般行政」)

採用試験受験案内

受付期間 5月26日(月) ~ 6月4日(水)

試験日 6月5日(木) ~ 6月25日(水)

試験場 全国の試験センター

問い合わせ

八峰町役場 総務課 行政係
電話 : 0185-76-4601

〒018-2502

秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田 118 番地

■八峰町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒一般行政	2名程度	一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しないものであれば受験できます。

(1) 受験資格

大学卒一般行政	昭和61年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(4年制)を卒業、または令和8年3月末までに卒業見込みの者。
---------	--

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 懲役又は禁錮以上の刑(※)に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (※) 令和7年6月1日より拘禁刑

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

<教養試験>	
出題形式	出題分野
択一式 65問・50分	知的能力・学力を測定する(言語・数理・論理)
<検査(適性検査)>	
240題・30分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試験	方法
口述試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
作文	主として文章表現力等についての試験

(3) 資格調査

資格調査
<p>受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。</p> <p>なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、個人情報保護法に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。</p>

4. 試験日及び場所

区 分	第 1 次試験	第 2 次試験
日 時	令和 7 年 6 月 5 日 (木) ~ 令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)	第 1 次試験合格者に通知します。
場 所	全国のテストセンター	

※申込書に記載のメールアドレスに、テストセンター会場を予約するための、案内を送付します。その後、受験 ID 及びパスワードを使用して会場を予約し、受験してください。

※受験当日は、受験 ID 及び顔写真付きの身分証明書を持参してください。

※メールアドレス「help@cbt-s.com」「renraku@cbt-s.com」(ドメイン指定の場合は「cbt-s.com」)からのメールを受信できるよう事前に設定してください。

※6月4日(水)までにメールが届かない場合はご連絡ください。(0185-76-4601)

※受験日前日の14時を過ぎると期間内でも会場予約の変更ができなくなります。

5. 合格者発表

第 1 次試験合格者発表	令和 7 年 6 月下旬	町内掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和 7 年 7 月末までに	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和 8 年 4 月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は本年度現行では、大学卒業程度は 221,562 円 ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

- (1) インターネット(電子申請)による申し込み
八峰町ホームページの申込フォームから申し込んでください。自己紹介書等もオンライン申請上での記入となります。
- (2) 受付期間 令和 7 年 5 月 2 6 日(月) ~ 6 月 4 日(水) 17 時まで

9. 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできませんが、直接来る日を予めお電話でいただければ、来ていただいた際にお待ちいただく時間を減らすことができます。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前 8 時 3 0 分~午後 5 時までの間に総務課行政係へ直接おいでください。
- (4) 第 1 次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第 1 次試験の総合得点、及び総合順位の開示とし、第 1 次試験合格発表の日から 1 か月間とします。
- (5) 第 2 次試験の開示は、第 2 次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から 1 か月間とします。

10. その他

- (1) 受験番号は、テストセンター会場を予約するための案内メールでお知らせします。